

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

フランスにおける歯科医師生涯研修に関する調査

研究分担者 森尾郁子 東京医科歯科大学大学院歯学教育開発学分野 教授

研究要旨

本事業の目的は、国際的な視点から我が国の歯科保健医療施策を客観的に評価し、歯科疾患を取り巻く社会環境の変遷、歯科保健の現状等を分析し、歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に向けた具体的な提示を行うことである。各国の歯科保健の状況は、実際に歯科保健医療を担う人材育成とも密接に関わっている。

欧州の歯学教育は英国における歯学教育が一つのモデルとなっており、日本の歯学教育者が頻繁に英国を訪問し、情報も豊富であるが、フランスに関しては情報が少ない状況にある。平成 24 年度はフランスの歯学教育について、その概要と最近の取組、またフランスからみた欧州連合内の歯科医師の移動について、情報収集と検討を行ったので、平成 25 年度はここ数年で基盤整備が急速に進んでいる歯科医師対象の生涯教育について研究を行った。

研究方法は、インターネットにより関連機関ホームページから情報収集を行い、詳細についてはフランスの歯科大学教員にメールで問い合わせた。

日本においては 1 年間の卒後歯科臨床研修が必修化されたものの、生涯研修については自助努力とされ義務化されていないが、フランスでは 2004 年の法改正により歯科医師を含めた医療職業人の生涯研修が義務化され、免許登録更新とも連動した制度整備に向けて変化がみられる。生涯研修プログラムの運営については新しく団体を設立し、そのインターネットサイトで歯科医師を含め医療専門職にある個人が自らの生涯研修について自己管理することになっている。概要については実際に同サイトを利用している歯科医師からさらにその詳細について調査が必要であると考えられた。

A. 研究目的

本事業の目的は、国際的な視点から我が国の歯科保健医療施策を客観的に評価し、歯科疾患を取り巻く社会環境の変遷、歯科保健の現状等を分析し、歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に向けた具体的な提示を行うことである。各国の歯科保健の状況は、実際に歯科保

健医療を担う人材育成とも密接に関わっている。

欧州の歯学教育は英国における歯学教育が一つのモデルとなっており、歯学教育・歯科医療全般を統括する General Dental Council (GDC) は、アジアにおける歯科評議会 dental council のモデルとなっている。欧州連合内で

の歯科医師免許の相互認証の原則により、外国人歯科医師の流入が最も予測されるのは英国であり、それゆえに欧州全体の歯学教育の質保証に最も関心を持っているのも英国であると言える。

一方、フランスに関しては独自の高等教育制度や歯科医師養成課程を持っているが、欧州高等教育圏としての取組や、欧州歯科医学教育学会を中心とした欧州全体の歯学教育の質保証についても次第に関心を示しつつあり、ゆっくりではあるが変化の兆しが見え始めている。本研究では英国に比べて情報の少ないフランスの歯学教育について、今年度は特に歯科医師対象の生涯研修の制度設計とその実際について、情報収集と検討を行った。

B. 研究方法

【インターネットによる情報収集と分析】

➤ Ordre National des Chirurgiens-Dentistes (ONCD)

<<http://www.ordre-chirurgiens-dentistes.fr/>>

歯科医籍登録等、歯科医師に関する総合サイト

➤ Organisation gestionnaire du développement professionnel continu (OGDPC)

<<https://www.ogdpc.fr/>>

<<https://www.mondpc.fr/>>

医療専門職対象生涯研修運営団体

➤ L'Assurance Maladie en Ligne

<<http://www.ameli.fr/>>

国の医療保険全般に関するサイト

【メール等による照会先】

➤ Prof. Valerie LEROI, University of Auvergne Clermont-Ferrand I

➤ Dr. Edouard GONNET, part-time Lecturer, University of Auvergne Clermont-Ferrand I

C. 研究結果

1. フランスの歯科医療・歯学教育の概要

フランスにおける歯科医療従事者は、歯科医師、歯科技工士、歯科助手で、歯科衛生士という職種は存在しない。専門医としては歯科矯正専門医がある。口腔内を触れるのは歯科医師のみで、歯科技工士、歯科助手は国家登録は必要ではなく、それぞれ3年、2年の研修により就業することが可能である。

歯科医籍登録機関 Ordre National des Chirurgiens-Dentistes (以下 ONCD)は、1945年9月24日付の政令により設置された組織で、フランス国内で歯科医師として働く者は、EUを含め外国で歯科医師免許を取得した者を含め、すべてここに登録されている必要があり、毎年登録更新費を支払う義務がある。ONCD設置の根拠となる法律は、フランス公衆衛生法典 Code de la santé public の第4部>第1巻>第2項>第1~7章にある(Article L4121~L4127)。

【参考資料1】

ONCDは全国評議会 Conseil national、地域あるいは地域間評議会 conseils régionaux et interrégionaux、県評議会 conseils départementaux という階層構造になっている。全国評議会は県評議会から選出された19名の歯科医師と2名の政府選出の委員からなり、地域・県評議会を統括し、保健大臣に職業倫理規定に関する提案をするなどの任務を負っている。地域・地域間評議会は事務的な職務と地域・地域間のレベルで実施する歯科医療に関するプロジェクトや提案について、調査・研究、審議を行っており、歯科医籍登録を含む主な実務は県評議会が行っている。

フランスは国民皆保険の国であり、ほとんどの歯科医師（99%）が保険治療を行っている。年度毎に決定される社会保障予算の医療費の中から、歯科医療に関わる部分が決定される。総合病院での医療費は社会保障費から直接支払われ、開業医などプライマリケアを担当する医療機関での医療費は、患者がまず各医療機関に支払い、その後、全額あるいは一部が患者に払い戻されるようになっている。ある年齢未満の未成年に対する歯科検診や予防処置には100%保険が適用される。また、約9割の国民は国の保険以外に民間保険会社等の歯科保険にも加入しているということで、国民の3人に2人は少なくとも年1回歯科医院を受診している。

卒前歯学教育は16校の国立歯学部が担っており、1年間の医療系共通課程の後に試験を経て、歯科専門課程に進学するが、進学者数は保健省と教育省との協議で毎年決められており（*numerus clausus*）、日本と違い、調整が容易である。学位（Diplôme d'état de docteur en chirurgie dentaire）と歯科医籍登録のために、卒業論文を書くことが必要とされる。免許取得のための国家試験はなく、卒後臨床研修は義務化されていない。

2004年の法改正に伴い、歯科医師についても他の医療専門職と同様、生涯研修が義務化されている。歯科医師生涯研修の根拠法は、公衆衛生法典第4部>第1巻>第4項>第3章にある（Article L4143-1～L4143-4）。

生涯研修の内容については、歯科医籍登録機関 ONCD、歯科医師組合、歯学部などが協議して決めており、5年間に800単位（年間最低150単位）を取得することが歯科医籍登録更新の要件となっている。次項では歯科医師生涯研修の概要についてまとめる。

2. フランスにおける歯科医師生涯研修 développement professionnel continue (DPC)

1) DPC とは

知識強化と専門実務分析・評価の2領域から成るとされ、知識強化の部分については、集団あるいは個人で、方法としては学会、セミナー等への出席あるいは、e-ラーニングなどを利用した遠隔受講がある。専門実務分析・評価については、危機管理、症例分析、予後分析についての研修とあるが、実際にどのようなことをするのかは不明である。

2013年1月からは開業医、勤務医を問わず、必ず年に最低1回は上記のような生涯研修プログラムを修了する必要があるが、これは単にある研修コースに参加したとか、インターネットでコースを履修したというものに留まらない、数か月に及ぶ包括的なプログラムを指すとある。

2) DPC の運営団体

医療専門職対象生涯研修運営団体（OGDPC）が同インターネットサイト www.ogdpc.fr で、歯科医師を含む医療専門職にある者は自分の生涯研修アカウントを作成し、研修プログラムを立案し、自ら管理を行う。生涯研修プログラムが生涯研修の趣旨に合致しているかは、より専門的な別団体によりチェックされる。

3) DPC への登録方法

www.ogdpc.fr にアクセスして、歯科医籍登録番号などの基本情報を入力して自分のアカウントを作成し、生涯研修の記録を自己管理していく。歯科医師として働く生涯を通して、これを続ける。

4) 生涯研修プログラムの選び方

www.ogdpc.fr やその他のサイトから、歯科医師生涯研修プログラムを提供するさまざまな団体にアクセスして選択する。

5) 生涯研修を受けることに対する費用補償

生涯教育を受けるために必要な経費や、診療を休んだことに対する収入減への補償がある(上限 1,015 ユーロ)。

6) DPC を遵守しない場合

歯科医師が行った生涯研修プログラムの修了証は、歯科医師本人だけでなく、歯科医籍を管理している ONCD の県評議会にも送付される。県評議会は少なくとも 5 年に 1 回、各歯科医師の DPC の状況を確認し、不十分と認められた場合には、適切な DPC の在り方について当該歯科医師に勧告を行う。それでも改善がみられない場合には、専門職業人としては資格不足とみなされ、登録を抹消される可能性がある。

フランスにおける歯科医師生涯研修プログラムは 2004 年に拠り所となる規則ができたものの、運用については変更が加えられてきており、現在の方式による生涯研修プログラムは 2009 年の HPST 法によるもので、2013 年 1 月 1 日から運用が始まったばかりである。より包括的なプログラムを自分で考えて、インターネット上で自己管理する方向になってきている。5 年間に 800 単位(年間最低 150 単位)を取得することは、本研究調査時点では変わっていないが、実際にインターネットで知り得る情報からは、各生涯研修プログラムが何単位と相当するのか、研修内容の詳細、提供団体などは不明である。

個々の研修プログラム参加にあたっては、歯科医師は保証金を支払う必要はあるものの(申

し込んで参加しないと保証金は没収)、きちんと参加すれば保証金は返還され、費用は OGDPC から研修プログラムを実際に行う団体に支払われる(金額によっては自己負担がある場合もある)。

生涯研修の状況は 5 年に 1 回の割合で審査されて、内容が不十分と認められ、勧告後も改善がみられない場合には歯科医籍登録抹消ということが予想されるとある。生涯研修が義務化されてから、実際に免許登録を抹消された歯科医師がいるのかは、今後 ONCD の県評議会などに調査する必要があるとあり 2014 年 5 月に現地調査をする計画である。

3 . フランスにおける歯科領域の医療保険

医療保険に関する情報は、L'Assurance Maladie のホームページに患者、医療者、企業向けに分かれて情報が掲載されている。患者向けサイトには、払い戻される医療費が種別に示されており、歯科医療については相談料、一般歯科治療、補綴治療、矯正治療別に、「料金(歯科医師が随意に決定できるものもある)」、「払い戻しの対象となる基本料金」、「払い戻し率」、「払い戻し額」からなる一覧表が掲載されている。払い戻し率は 7 割がほとんどであるが(自己負担率は 3 割)、10 割の場合もある。

【参考資料 2】

D . 考察

歯科医師育成は歯科大学入学、卒前歯学教育、免許試験、歯科医籍登録、生涯研修という一連の流れの中で考えられるが、その現状や課題はそれぞれの国の高等教育制度、歯科医療制度に影響されながらも、類似点、相違点がみられるのは興味深い点である。

欧州では歯科大学卒業後、国家試験がないの

で、歯科大学卒業をもって歯科医師免許が与えられることになり、卒前歯学教育の認証評価や学生の卒業時点での知識・技能・態度における到達度評価が重要になる。英国においては、卒前歯学教育の認証評価、歯科医籍登録、生涯研修のすべてが GDC により行われていることで、より一貫性が保ちやすい状況にあるといえる。

一方フランスでは卒前歯学教育のガイドラインを決定しているのは高等教育・研究省 *Ministère de l'enseignement supérieur et de la recherche* であり、歯科医籍登録と生涯研修に関しては ONCD が行っている。歯科医籍登録と生涯研修が同一機関の所轄であるため、生涯研修が実効性のあるものとなる可能性は高く、生涯研修の状況が良好でない歯科医師に対しては理論上、歯科医師免許登録抹消といった事態が想定されるが、現状はどうなっているのかはさらに調査が必要である。

日本では卒前歯学教育認証評価について、文部科学省の事業として検討ワーキングが平成 24 年度より調査研究を開始したところであり、平成 26 年度にはトライアルが予定されている。免許試験、歯科医籍登録は厚生労働省の管轄であり、生涯研修については現在のところ歯科医師個人の責任に任された状況である。今後、アジア諸国、特に東南アジアでの歯科医師免許の相互認証の動きを受けて、各国の卒前歯学教育の認証評価、生涯研修の制度整備が進むことが予測され、日本においても生涯研修を視野に入れた歯科医師育成の質保証という点で、関連部署のさらなる連携が必要になるであろう。

E . 結論

フランスでは 2004 年より歯科医師を含むすべての医療職業人に対して生涯研修を義務づける法律が制定され、2009 年には現行の生涯

研修方式をより具体的に定めた法律が成立し、2013 年 1 月 1 日より運用されている。医療専門職対象生涯研修運営団体 (OGDPC) は、そのホームページ上で個人が自分のアカウントを作成し、主体性を持って生涯研修を立案、実施、管理できるように支援している。歯科医師の場合、5 年間の生涯研修記録は歯科医籍登録機関である ONCD に報告され、内容が不十分と認められ、勧告後も改善がみられない場合には歯科医籍登録が抹消されることとなっている。

フランスでは卒前歯学教育の質保証が高等教育・研究省の管轄であり、その点日本の状況と類似しているが、公衆衛生法典に「生涯研修は歯科医師の義務である」と謳われており、これに基づきここ数年で生涯研修制度の基盤整備が急速に進んでいることがわかり、その現状と課題について知ることは、日本の歯科医師育成における質保証を考える上で重要と思われた。

F . 研究発表

第 32 回日本歯科医学教育学会学術大会でポスター発表を行った (平成 25 年 7 月 13 日)。

G . 知的財産権の出願・登録状況

なし

参考資料：

1 . 歯科医師の登録・管理、生涯教育等に関する根拠法について

フランス公衆衛生法典 Code de la santé public

- **Quatrième partie : Professions de santé 第4部 医療専門職**
 - Livre préliminaire : Dispositions communes 第0巻
 - Titre Ier : Coopération entre professionnels de santé
 - Chapitre unique ([Articles L4011-1 à L4011-3](#))
 - Titre II : Gestion des fonds du développement professionnel continu des professionnels de santé
 - Chapitre unique ([Article L4021-1](#))
 - Titre III : Représentation des professions de santé libérales.
 - Chapitre unique ([Articles L4031-1 à L4031-7](#))
 - Titre IV : Les sociétés interprofessionnelles de soins ambulatoires
 - Chapitre Ier : Constitution de la société ([Articles L4041-1 à L4041-7](#))
 - Chapitre II : Fonctionnement de la société ([Articles L4042-1 à L4042-3](#))
 - Chapitre III : Dispositions diverses ([Articles L4043-1 à L4043-2](#))
 - Livre Ier : Professions médicales 第1巻
 - Titre Ier : Exercice des professions médicales 第1項
 - Chapitre Ier : Conditions générales d'exercice. ([Articles L4111-1 à L4111-8](#)) 第1章
 - Chapitre II : Inscription au tableau de l'ordre et déclaration de prestation de services
 - Section 1 : Inscription au tableau de l'ordre ([Articles L4112-1 à L4112-6](#))
 - Section 2 : Déclaration de prestation de services ([Articles L4112-7 à L4112-8](#))
 - Chapitre III : Règles communes liées à l'exercice de la profession ([Articles L4113-1 à L4113-14](#))
 - Titre II : Organisation des professions médicales 医療職の構成
 - Chapitre Ier : Ordre national. ([Articles L4121-1 à L4121-2](#))
 - Chapitre II : Conseil national et chambre disciplinaire nationale. ([Articles L4122-1 à L4122-5](#))
 - Chapitre III : Conseils départementaux. ([Articles L4123-1 à L4123-17](#))
 - Chapitre IV : Chambres disciplinaires de première instance et conseils régionaux et interrégionaux. ([Articles L4124-1 à L4124-14](#))
 - Chapitre V : Dispositions communes aux différents conseils. ([Articles L4125-1 à L4125-5](#))
 - Chapitre VI : Procédure disciplinaire. ([Articles L4126-1 à L4126-6](#))
 - Chapitre VII : Déontologie. ([Article L4127-1](#))
 - Titre III : Profession de médecin 医師
 - Chapitre préliminaire : Médecin généraliste de premier recours. ([Article L4130-1](#))
 - Chapitre Ier : Conditions d'exercice. ([Articles L4131-1 à L4131-7](#))
 - Chapitre II : Règles d'organisation. ([Articles L4132-1 à L4132-11](#))
 - Chapitre III : Développement professionnel continu ([Articles L4133-1 à L4133-4](#))
 - Chapitre V : Accréditation de la qualité de la pratique professionnelle ([Articles L4135-1 à L4135-2](#))
 - Titre IV : Profession de chirurgien-dentiste 歯科医師
 - Chapitre Ier : Conditions d'exercice. ([Articles L4141-1 à L4141-6](#))
 - Chapitre II : Règles d'organisation. ([Articles L4142-1 à L4142-6](#))
 - Chapitre III : Développement professionnel continu ([Articles L4143-1 à L4143-4](#)) 生涯研修に関わる部分

2. 歯科治療で国の医療保険から支払われる部分（出典：< <http://www.ameli.fr/>>）

Consultations 相談料

Praticien consulté 医療者の種別	Tarif 料金	Base du remboursement 払い戻しの基本となる料 金	Taux de remboursement 払い戻し率	Montant remboursé 払い戻し額
Chirurgien-dentiste 歯科医師	23,00 €	23,00 €	70 %	16,10 €
Chirurgien-dentiste spécialisé en traitement ODF 歯科専門医	23,00 €	23,00 €	70 %	16,10 €
Médecin stomatologiste exerçant en secteur 1 医師（区分1）	28,00 €	28,00 €	70 %	18,60 € (1)
Médecin stomatologiste exerçant en secteur 2 医師（区分2）	honoraires libres 随意設定	23,00 €	70 %	15,10 € (1)

Soins dentaires 一般歯科治療（13歳以上の場合）

Soin dentaire 治療の種類	Tarif conventionnel 通常料金	Taux de remboursement 払い戻し率	Montant remboursé 払い戻し額
Détartrage 歯石除去	28,92 €	70 %	20,24 €
Traitement d'une carie une face う蝕治療（1面）	16,87 €	70 %	11,80 €
Traitement d'une carie deux faces う蝕治療（2面）	28,92 €	70 %	20,24 €
Traitement d'une carie trois faces et plus う蝕治療（3面以上）	40,97 €	70 %	28,67 €
Dévitalisation d'une incisive ou d'une canine 切歯、犬歯の抜髄	33,74 €	70 %	23,61 €
Dévitalisation d'une prémolaire 小臼歯の抜髄	48,20 €	70 %	33,74 €
Dévitalisation d'une molaire 大臼歯の抜髄	81,94 €	70 %	57,35 €
Extraction d'une dent de lait 乳歯の抜歯	16,72 €	70 %	11,70 €
Extraction d'une dent permanente 永久歯の抜歯	33,44 €	70 %	23,40 €

Soins dentaires sur les dents permanentes des enfants de moins de 13 ans 一般歯科治療（13歳未満の場合で永久歯に対する治療）

Soin dentaire 治療の種類	Tarif conventionnel 通常料金	Taux de remboursement 払い戻し率	Montant remboursé 払い戻し額
Traitement d'une carie une face う蝕治療（1面）	19,28 €	70 %	13,49 €
Traitement d'une carie deux faces う蝕治療（2面）	33,74 €	70 %	23,61 €
Traitement d'une carie trois faces ou plus う蝕治療（3面以上）	48,20 €	70 %	33,74 €
Dévitalisation d'une incisive ou d'une canine 切歯、犬歯の抜髄	38,56 €	70 %	26,99 €
Dévitalisation d'une prémolaire 小臼歯の抜髄	57,84 €	70 %	40,48 €
Dévitalisation d'une molaire 大臼歯の抜髄	93,99 €	70 %	65,79 €

Scellement de sillons シーラント (14歳未満の第1、2大臼歯のみ、1歯につき1回のみ)

Soin dentaire	Tarif conventionnel 通常料金	Taux de remboursement 払い戻し率	Montant remboursé 払い戻し額
Scellement de sillons シーラント	21,69 €	70 %	15,18 €

Prothèses dentaires 補綴治療

Prothèse dentaire 補綴物の種類	Tarif 料金	Base du remboursement 払い戻しの基本となる料金	Taux de remboursement 払い戻し率	Montant remboursé 払い戻し額
Couronne クラウン	honoraires libres 随意設定	107,50 €	70 %	75,25 €
Inlay-core インレー - コア	honoraires libres	122,55 €	70 %	85,78 €
Inlay-core à clavette インレー - コア	honoraires libres	144,05 €	70 %	100,83 €
Appareil dentaire 義歯 (1 ~ 3 歯) [1 à 3 dents]	honoraires libres	64,50 €	70 %	45,15 €
Appareil dentaire complet 全部床義歯 (14 歯) [14 dents]	honoraires libres	182,50 €	70 %	127,75 €
Bridge de trois éléments [2 dents piliers + 1 élément intermédiaire pour remplacer une dent absente]ブリッジ (1 歯欠損、2 支台歯)	honoraires libres	279,50 €	70%	195,65 €

Traitements d'orthodontie 矯正治療

払い戻し率は、120 ユーロ未満の治療については料金の 70%、120 ユーロ以上の治療については、払い戻しの基本となる料金の 100%。基本的に矯正治療の料金は随意設定である。

Traitement d'orthodontie 矯正治療	Tarif 料金	Base du remboursement 払い戻しの基本となる料金	Taux de remboursement 払い戻し率	Montant remboursé 払い戻し額
Traitement par semestre 半年毎の治療 (6 semestres maximum) 6 半期まで	Honoraries libres 随意設定	193,50 €	100 %	193,50 €
Séance de surveillance 管理 (2 séances maximum par semestre) 半期に 2 回まで	Honoraries libres	10,75 €	70 %	7,53 €
Contention 1 ^{re} année 保定 1 年目	Honoraries libres	161,25 €	100 %	161,25 €
Contention 2 ^e année 保定 2 年目	Honoraries libres	107,50 €	70 %	75,25 €